

## 第8回（リーガル・テクノロジー）Ji2 ニュースメモ

弊社 Ji2 では弁護士事務所・法務・知財部の方々向けに、日本語でのリーガルテクノロジー（法務技術）を簡単に読みやすいメモ形式で毎月発信させて頂いております。内容は、使える米国トレンドや、訴訟コストの削減、訴訟対応のベストプラクティス、電子情報開示の注意点、知って得するケース紹介などを弊社米国事務所より発信します。

**【米国ケース】アメリカ社会では知っておくと便利:「秘匿特権」の活用～経営者やマネージャー、設計・開発者に必要な法的対応**

近年、訴訟における証拠開示プロセスである E ディスカバリーは、日本企業も多いに注目するところとなりましたが、秘匿特権 (Privilege) やワークプロダクト (Work Product) についての議論はまだ余り活発とは言えません。日本企業では、将来の訴訟の可能性を考慮に入れた上で、社内文書の作成・管理を行っていないことが多いため、一般的に機密文書の取り扱いも、社内秘・社外秘・極秘など、秘密の程度に応じた仕分けに留まります。この結果、訴訟で開示を要求され、思わぬところで相手方に有利な証拠として利用されてしまうというケースは少なくありません。今回は数々の米国訴訟の E ディスカバリーを手掛けた経験から、日常業務における運用の注意点を説明します。

1. 本来、弁護士秘匿特権は依頼人と弁護士との間のもので、依頼人が第三者に開示すれば特権は放棄したものとみなされます。このため、弁護士との E メールを CC したり、転送したりして、第三者や直接関係のない従業員などに安易に公開しないことが大切です。
2. 日本企業で経営やマネジメント、もしくは法務・知財・コンプライアンスを担当される方は、「Privileged and Confidential: Subject to Attorney-Client Privilege and Work Product Doctrine」といった文言を目にされる機会もあるかと思えます。このほとんどは弁護士事務所や法務関連部署からの文書に記載されたものですが、これは、ディスカバリーから保護するための「秘匿特権」を意味していますので、第三者への公開には注意が必要です。また、Eメールの場合、こうした文言は最初の Eメールだけでなく、それに対する返信・転送メールなど、同スレッド内の各メッセージに含めるようにします。
3. 設計・開発部門は、特許出願時に社内外の特許弁護士や弁理士と多くの情報（公知事実と発明の相違、クレーム表現、詳細書、有効性、権利範囲、問題点など）を Eメールなどでやり取りしますが、これらも同様に「秘匿特権」の適用が可能です。

秘匿特権文書やワークプロダクトの開示を防ぐ第一歩は、日頃からこれらを念頭においた文書の取り扱いを関連部署に周知し、徹底することから始まります。そして、一旦訴訟が始まり、ディスカバリープロセスに突入した後は、収集した膨大な電子情報の中から、秘匿特権の対象となるデータを効率よく探し出すことが不可欠です。こうした対応によって、機密情報の開示によって受けるダメージの回避だけでなく、開示文書数を抑えることによるディスカバリーコストの削減にも繋がりますので、訴訟費用の削減を目指す日本企業の方々にも参考にして頂ければ幸いです。

**\* 秘匿特権およびワークプロダクトに関する詳細や法的な解釈については専門法律事務所までお問い合わせください。**

**【米国ケース】開示データの検索範囲が焦点に: Dunkin' Donuts Franchised Restaurants, LLC****v. Grand Central Donuts, Inc. (2009年ニューヨーク州)**

フランチャイズ契約の違反を巡り、ダンキンドーナツがグランドセントラルドーナツを提訴。被告が原告に要求した開示データの検索範囲が焦点となった。両当事者が Eメールの検索範囲について合意することができなかったため、法廷は FRCP26f などに基づき、meet and confer を再度実施して検索方法を協議するよう命じた。具体的には、被告が原告に要求

している検索範囲を絞り、さらにカストディアンごとに検索キーワードを調整するよう命令。被告は、検索対象としたい現従業員・元従業員のリストおよびそれぞれに対する検索キーワードを原告に提供するよう命じられた。問題となった事柄への関連性のレベルに応じて、カストディアンごとに異なるキーワードを検索することになったのが特徴的である。

---

### 『HP / Ji2 社主催 無料 E ディスカバリーセミナー』

#### 「訴訟リスクにも対応可能な電子メールシステムの構築セミナー」

～メール・アーカイブにより運用コスト削減と訴訟対策の両立が可能です～

開催日 : 2010 年 5 月 24 日(月)

開催時間 : 13:30～16:00(受付開始:13:00)

会場 : 日本ヒューレット・パカード株式会社 本社(市ヶ谷)2F セミナールーム 2A

主催 : 日本ヒューレット・パカード株式会社 / 株式会社 Ji2

受講対象者 : グローバル企業の知財部、法務部、情報企画部、情報システム部の方  
(競合する企業様やセミナー対象としていない方のご参加はお断りする場合があります。)

定員 : 30 名

参加費 : 無料 (事前登録制 : 定員となり次第、受付を終了させていただきます)

お問い合わせ : HP セミナー事務局

E メール: [call.hp@hp.com](mailto:call.hp@hp.com)

※本アドレスへの特定電子メール(広告や迷惑メール等)の送信はお断り致します。

詳細は <http://h50146.www5.hp.com/events/seminars/info/sw.html>

---

### 『LegalTech in West Coast 2010 に出展します。』

訴訟関連の IT 技(リーガルテクノロジー)の最大のイベントである LegalTech West Coast 2010 が、2010 年 6 月 23 日、24 日に LA コンベンションセンターにて開催されます。Ji2 では毎年恒例の LegalTech に出展いたします。来場の際は是非、弊社のブースにお立ち寄りください。<http://www.legaltechshow.com/> ブース番号 #128

日本企業様向けに日本語での E ディスカバリー情報(電子情報開示)を米国より発信しております。

ぜひ一度ご覧ください。 >> [Ji2 eDiscovery ブログページ](#)

■ eDiscovery サービスへのお問合せは[こちらへ](#)

ニュースメモは毎月頭に弊社とお取引させていただいた方々や、セミナーで名刺交換させていただいた方々にお送りさせて頂いております。ご希望の方は [info@ji2.co.jp](mailto:info@ji2.co.jp) までご連絡下さいませ。

今後とも是非、ニュースメモに目を通して頂きますよう宜しくお願いいたします。

発行・編集 Ji2, Inc. 11235 Knott Ave., Suite C, Cypress, CA 90630  
Phone: 714-243-6121

このニュースメモに掲載された記事を許可なく転載することを禁じます。(C) Ji2, Inc.